

# 妊婦のための支援給付のご案内

令和7年4月1日から、妊娠期から切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と、児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。

## 支援給付の流れ

妊娠～子育て中も相談対応（伴走型相談支援）



## 対象者と支給内容

栗山町に住民票があり、他の市町村で同様の給付を受けていない以下の方

### □ 1回目 妊娠時 5万円

令和7年4月1日以降に妊娠届出し、保健師の面談を受け、妊婦給付認定を申請をした妊婦

### □ 2回目 出産後 こどもの人数×5万円

令和7年4月1日以降に出産し、赤ちゃん訪問等を受け、胎児の数の届出をした産婦

※流産・死産・人工中絶等を経験された方、お子様を亡くされた方も申請いただけます。妊娠の事実を確認するため、母子健康手帳が必要となります。

※妊娠の届出をする前に流産等を経験された方も申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。

※令和7年3月31日までに出生した子どもがいる養育者の方は、子育て応援給付金が支給されます。

## 支給方法

妊産婦名義の銀行口座に振り込み

※妊産婦以外の口座名義は指定できません。申請後、1～2ヶ月程度で指定口座へお振込みします。

## お問い合わせ

〒069-1512 夕張郡栗山町松風3丁目252番地  
栗山町住民保健課健康推進グループ 役場1階③窓口  
電話 0123-73-2256 8:30～17:15 ※休日祝日を除く

